

制定 平成19年12月25日
改定 平成27年9月11日
改定 令和5年4月1日

学校法人冬木学園 情報セキュリティポリシー

1. 基本方針

学校法人冬木学園（以下「学園」という。）の構成員が教育、研究および社会貢献活動を遂行していくためには、情報資産の活用が不可欠であり、学園の情報資産を利用する構成員は、情報セキュリティの重要性を認識し、適切な対策と運用に努めなければならない。学園の学生、生徒および教職員等のすべてが、現代社会の一員として、情報資産の価値を認識することが肝要であり、自身の情報を守るだけでなく、他者の資産も侵してはならないものとして行動すべきである。学園情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）は、学園の情報セキュリティ対策の基本姿勢であり、情報資産を機密性、完全性および可用性の面で適切に維持するとともに、関連法令および規則を遵守し、情報資産の保護と学園内外からの脅威を未然に防止することを目的とする。

2. 用語

ポリシーにおける「情報セキュリティ」および「情報資産」の定義は、次の各号のとおりとする。

(1)情報セキュリティ

情報資産の機密性（情報に関して、アクセスを認められた者だけがこれにアクセスできる状態を確保すること）、完全性（情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保すること）および可用性（情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報および関連資産にアクセスできる状態を確保すること）を維持すること。

(2)情報資産

情報（個人情報を含む）および情報を管理する仕組み（情報システムならびにシステム開発、運用および保守のための資料等）の総称

3. 適用範囲

ポリシーの適用範囲は、学園の情報資産に加えて、学園のネットワーク資源（学園が契約または協定等により利用者に提供しているものを含む）に接続する情報機器を対象とし、これらを利用する学園の全構成員（教育職員、事務職員、学生、生徒、研究生、科目等履修生、聴講生など）、委託業者および外部の者とする。

4. 組織・体制

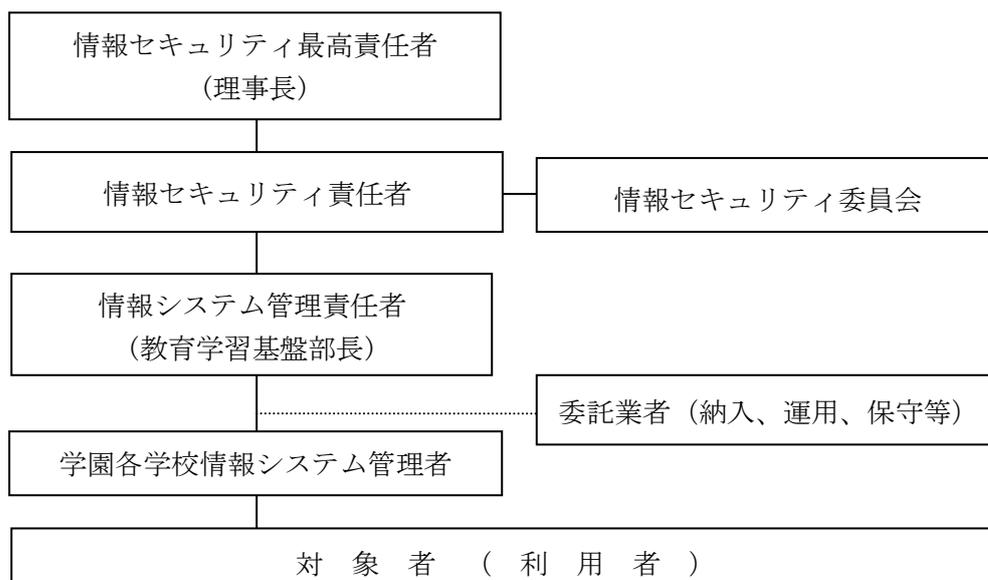
学園における情報セキュリティ最高責任者は、理事長とする。理事長は、情報セキュリティに関する総合的な意思決定を行ない、学園内外に対する責任を負うものとする。ポリシーの解釈に関しては、理事長がすべての権利を保有し、理事長による解釈をもってその最終決定とする。

学園に学園情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会については、別に定める。委員会委員長は、情報セキュリティ責任者を兼ねるものとする。

また、学園に情報システム管理責任者を置き、教育学習基盤部長をもって充てる。学園各学校（畿央大学、関西中央高等学校および畿央大学附属広陵こども園）に、情報システム管理者を置き、情報システム管理者は、理事長が任命する。

情報システム管理責任者および情報システム管理者は、情報システム運用規則に沿って情報セキュリティ対策を実施する。情報セキュリティ責任者は、情報システム管理責任者との連絡調整および情報交換を行なう。

【図】 情報セキュリティポリシーに関する組織・体制



5. 情報システム利用および運用規則

学園は、ポリシーに基づき情報システムの利用および運用規則を定め、これを補完する。

6. 教育・研修

学園の全構成員は、研修会や説明会または講義等を通じ、ポリシーおよび情報システム利用規則を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように努めなければならない。

委員会は、情報システム管理者等が行なう教職員向けのポリシーに関する研修の支援をしなければならない。また、教職員が行なう学生または生徒向けのポリシーに関するオリエンテーションまたは講義に協力しなければならない。

7. 点検・評価

情報セキュリティ委員会は、ポリシーに関する点検と評価のために以下のような情報を収集して定期的に検討する。

- (1) 学園の構成員からのポリシー遵守に関する意見と実施運用上の要望またはクレーム
- (2) 事故、故障、不正行為の事例、対策の成功事例または情報システム管理者からの意見や要望
- (3) ポリシーの実施状況についての点検または監査結果
- (4) 情報システムの機密性、完全性および可用性ならびに犯罪予防の観点からの情報セキュリティ診断結果

情報セキュリティ責任者は理事長に点検および評価の結果を報告し、学園の全構成員に提示して啓発する。

8. 事務

このポリシーに関する事務は、教育学習基盤部が行なう。

9. 改廃

このポリシーの改廃は、委員会の議を経て理事長が行なう。

以上